

会 費 規 定

- 1 本会の会員は、次の額の入会金および会費を支払うものとします。

	正会員	準会員	賛助会員
入会金	30,000円	免除	免除
正会費	年額84,000円 (月額7,000円)	正会員1所つき 年額36,000円 (月額3,000円)	正会員1所つき 年額36,000円 (月額3,000円)
臨時会費	活動の都度、理事会において議決した額		

- 2 会則6条の名誉会員は、入会金および会費を免除します。
- 3 この規定は、当協会理事会の過半数の議決により変更することができます。
- 4 年度の途中で入会される方については、入会された月から年度最終月までの月数に該当する会員種別の会費月額を乗じた金額をその年度の会費とします。
- 5 会費の支払方法は次の3通りとします。
- ① 半期払い (6ヶ月を新年度4月中、10月中の2度に分けてお振込みください。)
- ② 月払い (毎月5日までにその月分をお振込みください。)
- 6 当協会の活動に賛同し助成する目的で会費以外に特別会費(寄付金)を納入いただける場合は、その旨を会長に文書により申し出てください。ただし、この場合、法人税法の寄付金控除には該当しません。
- 7 当協会の活動に賛成し預託金を預け入れていただく場合には、その旨を会長あてに文書により申し出てください。
ただし、償還期限は2年とし、利息はつけません。その旨ご了承ください。

(付 則)

- 1 本会則は、平成17年12月27日から施行する。
- 2 本会則は、平成18年5月17日開催の定時総会総会決議により平成18年9月13日改定する。